

# 農業用軽油免税証の交付申請受付のお知らせ

令和3(2021)年分農業用軽油免税証の交付申請受付を次のとおり行いますので、手続きをお願いします。令和3年に免税証の交付を受けた方は、手続きをする際に免税軽油の取引等にかかる報告書を提出してください。また、免税軽油を購入したことを証明する書類として、納品書、請求書等を添付してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、交付方法が例年と異なります。

- 受付時に検温を行い、受付順に申請時間を指定します。その時間に再来場していただき交付申請を行います。
- この会場では追加の申請は受け付けません。2月15日(月)から大田原県税事務所で受け付けます。なお、県税事務所での受付には事前予約が必要です。12月15日(火)から下記の電話番号で受け付けます。
- 始めて申請する方は、事前に大田原県税事務所まで連絡してください。
- 体調の優れない方、1週間以内に発熱等の症状があった方は、後日申請する等の対応をお願いします。また、会場でのマスク着用にご協力ください。

## ■手続きに必要なもの

区分	使用者証	印かん	報告書	納品書等	耕作証明書 (300円)	機械のカタログ等 (型式・馬力確認)	交付手数料 (420円)
継続	○	○	○	○	○	○	—
更新	○	○	○	○	(面積に変更がある場合)	(機械に変更がある場合)	○
紛失	—	○	○	○	○		○
新規	—	○	—	—	○	○	○

※受委託契約により交付を受けている方は、証明書等をお忘れないうちにお持ちください。

※交付申請会場での耕作証明書の発行はできませんので、新規申請の方、耕作面積に変更がある方、使用者証を紛失してしまった方等は、事前に農業委員会が発行する耕作証明書の交付を受けご用意ください。

※免税軽油使用者証の有効期間の開始日が「H31.01.01から」以降の方は継続、それ以前の方は更新となります。

## ■交付申請受付日程

受付日	時間	場所	対象地区
1月6日(水)	○午前9時15分 ～11時30分 ○午後1時～3時	ゆめプラザ・那須 会議室	芦野・伊王野
1月7日(木)			高久・田中・田代・高原・室野井
1月8日(金)			上記以外の地区・上記日程に來られなかった方

※上記日程以外は、大田原県税事務所での申請になります。

■問合せ 大田原県税事務所 (☎0287-23-4172) 農林振興課農政係 (☎0287-72-6911)

- ▼**届出期間** 森林の土地の所有者となつた日から90日以内に農林振興課に届出
- ▼**申請方法** 次の①～③の書類を農林振興課に提出
  - ①森林の土地の所有者届出書
  - ②当該土地の位置を示す地図
  - ③登記事項証明書またはその他の届出の原因を証明する書面(売買契約書または相続手続書類等)
- ※①は農林振興課窓口に配置しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。
- ▼**確認方法** 地域森林計画の対象となる森林の確認は、お問い合わせください。
- ▼**問合せ** 農林振興課林務係 ☎(72)6912

**森林の土地を取得したときは森林の土地の所有者届出が必要です**

地域森林計画の対象となつて森林の土地を取得した場合に、森林所有者には、市町村長への事後届出が義務付けられています。

▼**対象** 個人、法人を問わず、売買、相続、贈与等により森林の土地を新たに取得した方

※面積の大小に関わらず届出が必要です。

